⑵　入札説明書等の交付方法
①　交付期間　平成27年８月３日（月）から平成27年９月24日（木）までの土曜、日曜及び祝祭日を除く毎日午前10時00分から午後４時00分までとする。
②　交付方法　入札情報公開システム（当社ホームページに掲載）にデータをアップロードして交付する。また、入札公告及び設計図書等は、訂正・取消をする場合があり、訂正・取消を行ったときは、入札情報公開システムにて掲載する。
（ＵＲＬ：https://www.c-nexco.co.jp/corporate/contract/auction-info/）
⑶　申請書等の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　平成27年８月３日（月）から平成27年９月24日（木）までの土曜、日曜及び祝祭日を除く毎日午前10時00分から午後４時00分までとする。
②　提出場所　契約条項を示す場所と同じ。
③　提出方法　郵送又は持参すること。（郵送の場合書留郵便に限る。なお電送は受け付けない）
⑷　入札書の提出期限、場所及び方法等
①　提出期限　平成27年９月24日（木）午後４時00分まで。
②　提出場所　契約条項を示す場所と同じ。
③　提出方法　郵送又は持参すること。（郵送の場合書留郵便に限る。なお電送による入札は受け付けない）
⑸　開札（入札執行）の日時及び場所
①　日時　平成27年10月16日（金）午後３時30分
②　場所　中日本高速道路株式会社名古屋支社８階入札室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　入札者は、開札日の前日までの間において、契約責任者から申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格を有しない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑸　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると契約責任者が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、契約制限価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑹　契約書の作成の要否　要。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は、交付図書の入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Kondo Kiyohisa Director General of Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.
⑵　Classification of the products to be procured : 2
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased :
①　Takayama Maintenance and Customer Service Center, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited : Sodium Chloride for solid de-icing agent 5,700 ton
Attention : As the scheduled supply of de-icing agents is the expected quantity based on the past record of supplies, it does not guarantee the actual supplied amount.
⑷　Delivery period : From the next day of contract through 30 April 2016
⑸　Delivery places :
①　Takayama Maintenance and Customer Service Center, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited : 318 Natsumaya-cho-Kiyomi, Takayama-City and other 3 places
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the open tender are those who shall
①　Not come under Article 11 of the Central Nippon Expressway Company Limited regulation concerning the contract procedures
②　Have been qualified through the examination of the documents submitted. Submit following documents till 16 : 00 24 September 2015. (by registered mail till 16 : 00　24 September 2015)
・Copy of the commercial register
・The latest financial statements.
・Copy of certificate of tax payment
・Document that described company career.
③　Have not received suspension of designated contractor status after the acceptance of application form for this tender.
④　Have proven to have actually sold, manufactured or delivered more than 2,850 ton of Sodium Chloride in a year
⑤　Takayama Maintenance and Customer Service Center Have proven to be able to bring 310 ton of the products to the requested places within 24 hours after orders are issued
⑺　Time-limit for tender : 16 : 00　24 September 2015 (Tenders submitted by registered mail : 16 : 00　24 September 2015)
⑻　Contact point for the notice : Contract Team, General Affairs and Corporate Strategy Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited, 2―18―19 Nishiki, Naka-ku, Nagoya, 460―0003, Japan. TEL 052―222―1448

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年８月３日
契約責任者　中日本高速道路株式会社
名古屋支社長　近藤　清久
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23
1　調達内容
⑴　品目分類番号　2
⑵　調達物品名及び納入予定数量　平成27年度東名高速道路　豊田管内他凍結防止剤購入
①　中日本高速道路株式会社名古屋支社豊田保全・サービスセンター　固形剤散布用塩　1,000ｔ
②　中日本高速道路株式会社名古屋支社名古屋保全・サービスセンター　固形剤散布用塩　400ｔ
③　中日本高速道路株式会社名古屋支社多治見保全・サービスセンター　固形剤散布用塩　1,600ｔ
㈱　納入予定数量は過年度実績に基づき算出した見込数量であり、納入数量を保証するものではない。
⑶　調達件名の特質等　入札説明書のとおり
⑷　納入期間　契約締結の日の翌日から平成28年３月31日まで
⑸　納入場所
①　中日本高速道路株式会社名古屋支社豊田保全・サービスセンター　豊田市渡刈町下糟目94　他４箇所
②　中日本高速道路株式会社名古屋支社名古屋保全・サービスセンター　名古屋市名東区姫若町56　他４箇所
③　中日本高速道路株式会社名古屋支社多治見保全・サービスセンター　多治見市光ヶ丘５―28　他５箇所
⑹　入札方法　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入とする。）をもって落札予定価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札すること。
2　競争参加資格
⑴　中日本高速道路株式会社契約規則（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。規則第11条の規定に該当しない者とは、次の各号に掲げる者でないことをいう。
一　契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者並びに経営状態が著しく不健全であると認められる者。
二　次のいずれかの一に該当すると認められ、その事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）であって、不適格と認める者。
イ　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
ロ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合した者